

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

職域接種

政府はワクチンの1日100万回接種に向け、個別接種や大規模接種に加えて社内診療所などで行う職域接種を6月下旬から開始する。大学構内での学生への接種も。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

5/31(月) 大安	3月決算法人の確定申告ほか
6/1(火) 赤口	気象記念日
2(水) 先勝	
3(木) 友引	
4(金) 先負	歯と口の健康週間、G7財務相会合(英国)
5(土) 仏滅	芒種、世界環境デー
6(日) 大安	危険物安全週間

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
5/24(月)	28,365 △47	108.76 ▼0.07
25(火)	28,554 △189	108.71 △0.05
26(水)	28,642 △88	108.83 ▼0.12
27(木)	28,549 ▼93	109.09 ▼0.26
28(金)	29,149 △600	109.88 ▼0.79

インボイス制度に関するQ&A

令和5年10月から、消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されることに伴い、本年10月から「適格請求書発行事業者」の登録申請の受付が始まります。

◆Q&A

Q. 適格請求書等保存方式(インボイス制度)とは?

A. 現行、課税事業者が仕入税額控除の適用を受けるには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要ですが、令和5年10月から区分記載請求書等の保存に代えて、適格請求書発行事業者が交付する適格請求書等の保存が要件となります。

Q. 適格請求書とは?

A. 適格請求書とは、現行の区分記載請求書に「登録番号」、「適用税率」、「消費税額等」の記載を追加した書類(請求書、納品書等)をいい、交付できるのは登録を受けた適格請求書発行事業者に限られます。なお、適格請求書発行事業者には、取引相手(課税事業者に限る)の求めに応じて適格請求書を交付する義務が課せられます。

Q. 適格請求書発行事業者の登録を受けるには?

A. 所轄税務署長に登録申請書を提出する必要があるため、本年10月から登録申請書の受付が開始されます。なお、登録できるのは課税事業者に限られます。

Q. 適格請求書発行事業者の登録は義務?

A. 登録を受けるかどうかは事業者の任意です。ただし、登録を受けない場合は、適格請求書の交付ができないため、取引先が仕入税額控除を行えません。

Q. 免税事業者等からの仕入れはどうなる?

A. 制度導入後6年間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなす経過措置が設けられます。

■この記事の詳細は、情報BOX201520

従業員の感染予防費用を負担した場合

新型コロナウイルスの感染予防対策として、従業員が負担した勤務時に使用するマスク等の消耗品の購入費や、業務命令により受けたPCR検査費用などの業務に通常必要な費用について、その費用を精算する方法(従業員から領収証等の提出を受けて費用を精算)により、企業が従業員に対して支給した一定の金銭は、給与として課税されません(企業がマスク等を直接配付する場合や検査機関等に直接支払う場合も同様)。

ただし、勤務とは関係なく使用するマスク等の消耗品費や、従業員の自己判断により受けたPCR検査費用など、業務に通常必要な費用以外について支給した場合は、給与として課税対象です。

★★★ 6月のチェックポイント ★★★

※6月支給の給与から、新年度個人住民税の特別徴収が始まるので、各社員の住所地から通知された税額を賃金台帳に記入し徴収に備えます。

※健保・厚年の「算定基礎届」の提出期限は、7月12日(月)なので早めに準備します。

※6月から労働保険の「年度更新手続き」の受付が始まり7月12日(月)が最終期限です。

※6月は全国安全週間(7月1日~7日)の準備月間。今年のスローガンは「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」です。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関するQ & A

◆概要

令和5年10月1日から複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）が導入されます。

適格請求書等保存方式では、仕入税額控除の要件として、区分記載請求書等保存方式における請求書等の保存に代えて、税務署長に申請して登録を受けた適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書等の保存が必要となります。

また、適格請求書発行事業者には、適格請求書を交付することが困難な一定の場合を除き、取引の相手方（課税事業者に限る）の求めに応じて、適格請求書を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務が課されます。

なお、免税事業者等からの課税仕入れについて、制度導入後6年間（令和5年10月1日～令和11年9月30日までの間）は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

◆Q & A

Q. 適格請求書とは？

A. 適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、具体的には、現行の区分記載請求書の記載事項に加えて、次の、及びの下線部分が記載されている書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）です。

適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 課税資産の譲渡等を行った年月日
課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）

課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
税率ごとに区分した消費税額等 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

Q. 適格請求書発行事業者の登録は、どのような手続が必要？

A. 適格請求書発行事業者の登録を受けることができるのは課税事業者に限られ、登録を受けようとする事業者は、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。この登録申請書は、令和3年10月1日から提出することができます。

なお、免税事業者が登録を受けるためには、原則として、消費税課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者となる必要がありますが、登録日が令和5年10月1日の属する課税期間中である場合は、課税選択届出書を提出しなくても、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

Q. 制度が導入される令和5年10月1日に登録を受けるためには、いつまでに登録すればいい？

A. 令和5年10月1日に登録を受けようとする事業者は、原則として、令和5年3月31日まで（困難な事情がある場合には令和5年9月30日まで）に登録申請書を納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります。

Q. 適格請求書発行事業者の登録を必ず受けなければならない？

A. 適格請求書を交付できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者に限られますが、適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。

登録を受けなければ、適格請求書を交付することができないため、取引先が仕入税額控除を行うことができません。一方で、消費者や免税事業者など課税事業者以外の者に対する交付義務はなく、例えば、顧客が消費者のみの場合は、必ずしも適格請求書を交付する必要はありません。このような点も踏まえて、検討します。

Q. 免税事業者等からの仕入税額相当額の一定割合を控除できる経過措置とは？

A. 制度導入後、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な適格請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができません。

ただし、令和5年10月1日～令和11年9月30日までの間は、格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

* 令和5年10月1日～令和8年9月30日まで：仕入税額相当額の80%

* 令和8年10月1日～令和11年9月30日まで：仕入税額相当額の50%